

特許法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)	(第一条関係)	.....	1
○実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)	(第二条関係)	.....	5
○特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)	(第三条関係)	.....	6
○特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)	(第四条関係)	.....	16
○実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)	(第五条関係)	.....	25
○意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号)	(第六条関係)	.....	28
○商標登録令(昭和三十五年政令第四十二号)	(第七条関係)	.....	31
○登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百四十六号)	(附則第三条関係)	.....	34

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 在外者の手続の特例（第一条・第二条）</p> <p>第二章 特許権の存続期間の延長登録（第三条―第十一条）</p> <p>第三章 審査官、審判官及び審判書記官の資格（第十二条―第十三条の二）</p> <p>第四章 工業所有権審議会（第十三条の三）</p> <p>第五章 特許料の減免等（第十四条―第十六条）</p> <p>第六章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例（第十七条）</p> <p>第七章 証明等の制限等（第十八条・第十九条）</p> <p>附則</p> <p>第十七条（略）</p> <p>第七章 証明等の制限等</p> <p>（開示することにより通常実施権者等の利益を害するおそれがある情報）</p> <p>第十八条 特許法第八十六条第三項本文に規定する通常実施権に係る情報であつて、開示することにより、特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 在外者の手続の特例（第一条・第二条）</p> <p>第二章 特許権の存続期間の延長登録（第三条―第十一条）</p> <p>第三章 審査官、審判官及び審判書記官の資格（第十二条―第十三条の二）</p> <p>第四章 工業所有権審議会（第十三条の三）</p> <p>第五章 特許料の減免等（第十四条―第十六条）</p> <p>第六章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第十七条（略）</p> <p>（新設）</p>

一 通常実施権者及び通常実施権を有していた者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 通常実施権の範囲（通常実施権を有していた者に係るものを含む。）

三 特許法第三十四条の三第二項又は第三項の規定により許諾されたものとみなされた通常実施権についての仮通常実施権を有していた者の氏名又は名称及び住所又は居所

四 特許法第三十四条の三第二項又は第三項の規定により許諾されたものとみなされた通常実施権についての仮通常実施権の範囲

2 | 特許法第八十六条第三項本文に規定する仮通常実施権に係る情報であつて、開示することにより、特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 仮通常実施権者及び仮通常実施権を有していた者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 仮通常実施権の範囲（仮通常実施権を有していた者に係るものを含む。）

（証明等の制限の例外となる場合として通常実施権等について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合）

第十九条 特許法第八十六条第三項ただし書に規定する通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合として政令で定める場合は、次のとおりとする。

（新設）

る。

一 特許権者、特許権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は特許権を目的とする質権その他の担保権を取得した者が、当該特許権についての通常実施権又は当該特許権についての専用実施権についての通常実施権に係る前条第一項各号に掲げる情報について請求した場合

二 専用実施権者、専用実施権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は専用実施権を目的とする質権その他の担保権を取得した者が、当該専用実施権についての通常実施権に係る前条第一項各号に掲げる情報について請求した場合

三 通常実施権者、通常実施権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は通常実施権を目的とする質権その他の担保権を取得した者が、当該通常実施権に係る前条第一項各号に掲げる情報について請求した場合

四 前三号に規定する者の財産の管理及び処分をする権利を有する者が、それぞれ前三号に規定する情報について請求した場合

2 特許法第八十六条第三項ただし書に規定する仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合として政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特許を受ける権利を有する者、特許を受ける権利を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は特許を受ける権利を目的とする担保権を取得した者が、当該特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮通常実施権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての

仮通常実施権に係る前条第二項各号に掲げる情報について請求した場合

二 仮専用実施権者、仮専用実施権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は仮専用実施権を目的とする担保権を取得した者が、当該仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権に係る前条第二項各号に掲げる情報について請求した場合

三 仮通常実施権者、仮通常実施権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は仮通常実施権を目的とする担保権を取得した者が、当該仮通常実施権に係る前条第二項各号に掲げる情報について請求した場合

四 前三号に規定する者の財産の管理及び処分をする権利を有する者が、それぞれ前三号に規定する情報について請求した場合

改正案	現行
<p>（特許法施行令の準用）            第四条（略）            2・3（略）            4 特許法施行令第十八条第一項第一号及び第二号（開示することにより通常実施権者等の利益を害するおそれがある情報）並びに第十九条第一項（証明等の制限の例外となる場合として通常実施権等について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合）の規定は、実用新案登録に準用する。</p>	<p>（特許法施行令の準用）            第四条（略）            2・3（略）            （新設）</p>

○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（第三条関係）

改正案

(特許法関係手数料)	
第一条 特許法第九十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。	
納付しなければならない者	金 額
一 三 四	(略)
特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千五百五十円、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して証明を請求する者（以下「電子証明請求者」という。）にあつては千五百円）

現行

(特許法関係手数料)	
第一条 特許法第九十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。	
納付しなければならない者	金 額
一 三 四	(略)
特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して証明を請求する者（以下「電子証明請求者」という。）にあつては、千五百円）

五	六
<p>特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者</p> <p>イ 特許原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者</p> <p>ロ 特許原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者</p>	<p>特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>イ 特許原簿の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>ロ 特許原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>
<p>一件につき三百五十円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合は、六百二十円）</p> <p>ㄱ 一件につき千四百円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合は、千六百五十円）</p>	<p>一件につき三百円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合は、六百円）</p> <p>一件につき千五百円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合は、千七百五十円）</p>

五	六
<p>特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者</p>	<p>特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>
<p>一件につき千四百円（特許原簿にあつては、三百五十円）</p>	<p>一件につき千五百円（特許原簿にあつては、三百円）</p>



七	特許法第八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき千円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千四百円、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して書類の交付を請求する者（以下「電子書類交付請求者」という。）にあつては八百円）
---	---	--

2  
2  
4  
(略)

(実用新案法関係手数料)  
 第二条 実用新案法第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

三	納付しなければならない者	金額
(略)	(略)	(略)

七	特許法第八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき千円（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して書類の交付を請求する者（以下「電子書類交付請求者」という。）にあつては、八百円）
---	---	--

2  
2  
4  
(略)

(実用新案法関係手数料)  
 第二条 実用新案法第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

三	納付しなければならない者	金額
(略)	(略)	(略)

四	<p>実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により証明を請求する者</p>	五	<p>実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者</p> <p>イ 実用新案原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者</p> <p>ロ 実用新案原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者</p>
<p>一件につき千四百円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千五百五十円、電子証明請求者にあつては千 百円）</p>	<p>一件につき三百五十円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、六百二十円）</p> <p>一件につき千四百円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場</p>		
四	<p>実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により証明を請求する者</p>	五	<p>実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者</p>
<p>一件につき千四百円（電子証明請求者にあつては、千 百円）</p>	<p>一件につき千四百円（実用新案原簿にあつては、三百五十円）</p>		

七		六
<p>実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち</p>	<p>イ 実用新案原簿の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>ロ 実用新案原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>	<p>実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>
<p>一件につき千五百円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に</p>	<p>一件につき千五百円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、六百円）</p>	<p>一件につき三百円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に</p>

七		六
<p>実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち</p>		<p>実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>
<p>一件につき千五百円（電子書類交付請求者にあつては、八百円）</p>		<p>一件につき千五百円（実用新案原簿にあつては、三百円）</p>

磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	規定する場合に該当する場合にあつては千四百円、電子書類交付請求者にあつては八百円
---	--

2・3 (略)

(意匠法関係手数料)

第三条 意匠法第六十七条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金 額
一 (略)	(略)
六 意匠法第六十三条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者 イ 意匠原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者 ロ 意匠原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円 一件につき千四百円

磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	
---	--

2・3 (略)

(意匠法関係手数料)

第三条 意匠法第六十七条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金 額
一 (略)	(略)
六 意匠法第六十三条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき千四百円(意匠原簿にあつては、三百五十円)

七	意匠法第六十三条第一項の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者 イ 意匠原簿の閲覧又は謄写を請求する者 ロ 意匠原簿以外の書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百円 一件につき千五百円
八	(略)	(略)

2・3 (略)

(商標法関係手数料)

第四条 商標法第七十六条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

八	一 一 (略)	納付しなければならない者	金 額
九	商標法第七十二条第一項の規定により書類の謄本又は	(略)	(略)

七	意匠法第六十三条第一項の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき千五百円(意匠原簿にあつては、三百円)
八	(略)	(略)

2・3 (略)

(商標法関係手数料)

第四条 商標法第七十六条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

八	一 一 (略)	納付しなければならない者	金 額
九	商標法第七十二条第一項の規定により書類の謄本又は	一件につき千四百円(商標原簿にあつては、三百五十円)	(略)

<p>納付しなければならない</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料)            第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条            第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>	<p>十</p> <p>商標法第七十二条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>イ 商標原簿の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>ロ 商標原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>	<p>抄本の交付を請求する者</p> <p>イ 商標原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者</p> <p>ロ 商標原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者</p>	<p>一件につき三百五十円</p> <p>一件につき千四百円</p>
		<p>十一 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一件につき三百円</p> <p>一件につき千五百円</p>

<p>納付しなければならない</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料)            第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条            第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>	<p>十</p> <p>商標法第七十二条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>	<p>抄本の交付を請求する者</p>	<p>一件につき千五百円(商標原簿にあつては、三百円)</p>
		<p>十一 (略)</p>	<p>(略)</p>	

者	一・二 (略)	三 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者	四 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者
金額	(略)	一件につき八百円（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する特許法第百八十六条第三項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合にあつては千円） 電子閲覧請求者にあつては六百円	一件につき千三百円（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する特許法第百八十六条第三項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する場合に

者	一・二 (略)	三 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者	四 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者
金額	(略)	一件につき八百円（電子閲覧請求者にあつては、六百円）	一件につき千三百円（電子書類交付請求者にあつては、千円）

2  
・  
3

(略)

該当する場合にあつては千五百五十円、電子書類交付請求者にあつては千円)

2  
・  
3

(略)



改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条の二）</p> <p>第二章 特許原簿及び閉鎖特許原簿（第九条―第十四条）</p> <p>第三章 登録の手續</p> <p>第一節 通則（第十五条―第四十二条）</p> <p>第二節 特許権に関する手續（第四十三条）</p> <p>第三節 専用実施権及び通常実施権に関する手續（第四十四条・第四十五条）</p> <p>第三節の二 仮専用実施権及び仮通常実施権に関する手續（第四十五条の二―第四十五条の四）</p> <p>第四節 質権に関する手續（第四十六条―第四十九条）</p> <p>第五節 抹消に関する手續（第五十条―第五十五条の五）</p> <p>第六節 信託に関する手續（第五十六条―第七十条）</p> <p>附則</p> <p>（仮登録）</p> <p>第二条 仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 仮専用実施権若しくは仮通常実施権の設定、移転、変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべきものであるとき。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条の二）</p> <p>第二章 特許原簿及び閉鎖特許原簿（第九条―第十四条）</p> <p>第三章 登録の手續</p> <p>第一節 通則（第十五条―第四十二条）</p> <p>第二節 特許権に関する手續（第四十三条）</p> <p>第三節 専用実施権及び通常実施権に関する手續（第四十四条・第四十五条）</p> <p>第四節 質権に関する手續（第四十六条―第四十九条）</p> <p>第五節 抹消に関する手續（第五十条―第五十五条の五）</p> <p>第六節 信託に関する手續（第五十六条―第七十条）</p> <p>附則</p> <p>（仮登録）</p> <p>第二条 仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p>

(付記登録)

第四条 次に掲げる事項の登録は、付記によつてする。

一 (略)

二 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正

三 第四十一条第一項に規定する登録の更正(登録名義人の表示の更正及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く。)

四・五 (略)

第五条 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。

一 (略)

二 登録の更正(登録名義人の表示の更正、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項に規定する登録の更正を除く。)

第七条 付記登録の順位は、主登録の順位により、付記登録間の順位は、その前後による。

(特許原簿の範囲)

(付記登録)

第四条 次に掲げる事項の登録は、付記によつてする。

一 (略)

(新設)

(新設)

二・三 (略)

第五条 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。

一 (略)

二 登録の更正(登録名義人の表示の更正を除く。)

第七条 附記登録の順位は、主登録の順位により、附記登録間の順位は、その前後による。

(特許原簿の範囲)

第九条 特許原簿は、特許登録原簿、特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿及び特許信託原簿とする。

2 特許を受けた発明の当該明細書、特許請求の範囲及び図面（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）の規定により明細書及び特許請求の範囲に記載された事項並びに図面の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記載されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、特許登録原簿の一部とみなす。

3 (略)

(特許原簿の調製等)

第十条 (略)

2 特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿及び特許信託原簿は、帳簿をもつて調製し、その様式及び記載の方法は、経済産業省令で定める。

3 (略)

(閉鎖特許原簿)

第十二条 (略)

2 特許庁長官は、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、経済産業省令で定めるところにより、特許仮実施権原簿における当該仮専用実施権又は仮通常実施権に関

第九条 特許原簿は、特許登録原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿及び特許信託原簿とする。

2 特許を受けた発明の当該明細書、特許請求の範囲及び図面（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下この条において「特例法」という。）の規定により明細書及び特許請求の範囲に記載された事項並びに図面の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記載されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、特許登録原簿の一部とみなす。

3 (略)

(特許原簿の調製等)

第十条 (略)

2 特許関係拒絶審決再審請求原簿及び特許信託原簿は、帳簿をもつて調製し、その様式及び記載の方法は、経済産業省令で定める。

3 (略)

(閉鎖特許原簿)

第十二条 (略)

(新設)

する登録を閉鎖特許原簿に移さなければならない。

(職権による登録)

第十六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしな  
ればならない。

一・二 (略)

三 特許法第三十四条の二第二項の規定により設定されたもの  
とみなされた専用実施権の設定

四 登録された仮通常実施権について特許法第三十四条の三第  
二項又は第三項の規定により許諾されたものとみなされた通  
常実施権の設定

五 混同による専用実施権、通常実施権、仮専用実施権、仮通  
常実施権又は質権の消滅

六・七 (略)

八 特許法第三十四条の二第五項の規定により設定されたもの  
とみなされた仮専用実施権の設定

九 登録された仮通常実施権について特許法第三十四条の三第  
五項又は第六項の規定により許諾されたものとみなされた仮  
通常実施権の設定

十 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願  
に係る特許を受ける権利について、特許法第三十四条第四項  
又は第五項の規定による届出がされた場合における当該特許  
を受ける権利を有する者の変更

十一 特許法第三十四条の二第六項の規定による仮専用実施権  
の消滅又は同法第三十四条の三第七項若しくは第八項の規定  
による仮通常実施権の消滅

(職権による登録)

第十六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしな  
ればならない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三 混同による専用実施権、通常実施権又は質権の消滅

四・五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十二・十三 (略)

(申請書)

第二十八条 申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記名し、印を押さなければならぬ。

- 一 特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に關するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)

二〇六 (略)

(却下)

第三十八条 特許庁長官は、次に掲げる場合は、登録の申請を却下しなければならない。

一・二 (略)

- 三 申請書に記載した特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に關するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)又は登録の目的である権利の表示が特許原簿と符合しないとき。

四・五 (略)

六 第三十五条第二号に規定する場合を除き、仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願について特許仮実施権原簿がない場合において、特例法の規定により当該特許出願に係る特許出願人の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の設定の登録の申請書に記載した特許を受ける権利を有する

六・七 (略)

(申請書)

第二十八条 申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記名し、印を押さなければならぬ。

- 一 特許番号

二〇六 (略)

(却下)

第三十八条 特許庁長官は、次に掲げる場合は、登録の申請を却下しなければならない。

一・二 (略)

- 三 申請書に記載した特許番号又は登録の目的である権利の表示が特許原簿と符合しないとき。

四・五 (略)

(新設)

者の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が当該ファイルの記録と符合しないとき。

七〇九 (略)

2 (略)

第四十一条 特許庁長官は、登録を完了した後、その登録について錯誤又は脱落があることを発見した場合において、その錯誤又は脱落が特許庁の過失に基づくものであるときは、遅滞なく、その登録を更正し、かつ、その旨を登録権利者、登録義務者及び登録上の利害関係を有する第三者に通知しなければならない。

2 (略)

(専用実施権の設定等の登録の申請)

第四十四条 専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に設定すべき専用実施権の範囲を記載しなければならない。

(削る)

(削る)

2・3 (略)

(通常実施権の設定等の登録の申請)

第四十五条 通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に設定すべき通常実施権の範囲を記載しなければならない。

(削る)

(削る)

六〇八 (略)

2 (略)

第四十一条 特許庁長官は、登録を完了した後、その登録について錯誤又は脱落があることを発見した場合において、その錯誤又は脱落が特許庁の過失に基づくものであるときは、登録上の利害関係を有する第三者がある場合を除き、遅滞なく、その登録を更正し、かつ、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知しなければならない。

2 (略)

(専用実施権の設定等の登録の申請)

第四十四条 専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 設定すべき専用実施権の範囲

二 登録の原因に対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定めがあるときは、その定め

2・3 (略)

(通常実施権の設定等の登録の申請)

第四十五条 通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 設定すべき通常実施権の範囲

二 登録の原因に対価の額又はその支払の方法若しくは時期の

2・3 (略)

第三節の二 仮専用実施権及び仮通常実施権に関する手  
続

(仮専用実施権の設定等の登録の申請)

第四十五条の二 仮専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 設定すべき仮専用実施権の範囲

二 特許法第三十四条の二第五項ただし書に規定する別段の定めがある場合においては、その旨

2| 仮専用実施権の移転の登録を申請するときは、申請書に移転すべき仮専用実施権の範囲を記載しなければならない。

3| 特許出願に係る発明の実施の事業とともに仮専用実施権を移転するときは、申請書にこれを証明する書面を添付しなければならない。

(仮通常実施権の設定等の登録の申請)

第四十五条の三 仮通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 設定すべき仮通常実施権の範囲

二 特許法第三十四条の三第五項ただし書又は第六項ただし書に規定する別段の定めがある場合においては、その旨

2| 仮通常実施権の移転の登録を申請するときは、申請書に移転すべき仮通常実施権の範囲を記載しなければならない。

2・3 定めがあるときは、その定め  
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

3| 前条第三項の規定は、特許出願に係る発明の実施の事業とともに仮通常実施権を移転する場合に準用する。

(特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録の申請)

第四十五条の四 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録は、当該特許を受ける権利を有する者だけで申請することができる。

第五十五条の四 (略)

2| 仮専用実施権について保全仮登録をした後、本登録を申請する場合においては、その保全仮登録に係る仮処分債権者だけで仮専用実施権又は仮通常実施権についての登録であつてその仮処分の登録に後れるものの抹消を申請することができる。

3| 第五十五条の二第二項の規定は、前二項の規定による抹消の申請に準用する。

第六十七条 特許庁長官は、信託財産に属する特許権その他特許に関する権利について特許登録原簿又は特許仮実施権原簿に次に掲げる登録をするときは、職権で、特許信託原簿に登録しなければならぬ。

一 三 (略)

(受託者の解任の付記)

第六十九条 特許庁長官は、第六十四条又は第六十五条の規定に

(新設)

第五十五条の四 (略)

(新設)

2| 第五十五条の二第二項の規定は、前項の規定による抹消の申請に準用する。

第六十七条 特許庁長官は、信託財産に属する特許権その他特許に関する権利について特許登録原簿に次に掲げる登録をするときは、職権で、特許信託原簿に登録しなければならぬ。

一 三 (略)

(受託者の解任の付記)

第六十九条 特許庁長官は、第六十四条又は第六十五条の規定に



より受託者の解任に関し特許信託原簿に登録したときは、職権  
で、特許登録原簿又は特許仮実施権原簿にその旨を付記しなけ  
ればならない。

より受託者の解任に関し特許信託原簿に登録したときは、職権  
で、特許登録原簿にその旨を付記しなければならない。

改正案	現行
<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）第三号、第四条（第二号を除く。）及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、実用新案に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第三号中「特許法第八十三条第一項」とあるのは「実用新案法第四十八条第一項」と、同条第四号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは「実用新案登録無効審判」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「実用新案登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、「及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と、同令第五条第二号中「仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び実用新案登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>（特許登録令の準用）</p> <p>第七条 特許登録令第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第三十九条から第四十五条まで、第四十六</p>	<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、実用新案に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第三号中「特許法第八十三条第一項」とあるのは「実用新案法第四十八条第一項」と、同条第四号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは「実用新案登録無効審判」と読み替えるものとする。</p> <p>（特許登録令の準用）</p> <p>第七条 特許登録令第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十三条から第七十条まで（登録の手續）の規定は、実用新案に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第</p>

条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）並びに第五十五条の五から第七十条まで（登録の手續）の規定は、実用新案に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第十七条中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「実用新案法第二条の五第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十六条中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、同令第三項において準用する同法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第二四項」とあるのは「実用新案法第二十一条第二項若しくは第二十二条第三項若しくは第四項若しくは同法第二十一条第三項若しくは第二十二条第七項において準用する特許法第九十条第一項」と、同令第二十八条第一号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「実用新案登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「実用新案法第二十六条において準用する特許法第七十三条第二項（実用新案法第十八条第三項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許法第一百七十一条第一項」とあるのは「実用新案法第三十一条第一項」と、

十七条中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「実用新案法第二条の五第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十六条中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、「同令第三項において準用する同法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第二十三条第三項において準用する特許法第九十条第一項」と、同令第二十七条中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項」とあるのは「実用新案法第二十一条第二項若しくは第二十二条第三項若しくは第四項若しくは同法第二十一条第三項若しくは第二十二条第七項において準用する特許法第九十条第一項」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「実用新案法第二十六条において準用する特許法第七十三条第二項（実用新案法第十八条第三項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許法第一百七十一条第一項」とあるのは「実用新案法第三十一条第一項」と、同令第四十三条中「特許法第九十二条第三項又は第四項」とあるのは「実用新案法第二十二條第三項又は第四項」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「実用新案法第二十五条第一項」と、同令第五十四条第二項中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、「同令第三項において準用する同法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第二十三条第

同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「「実用新案登録番号」と、同令第四十三条中「特許法第九十二条第三項又は第四項」とあるのは「「実用新案法第二十二條第三項又は第四項」と、同令第四十六條第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「「実用新案法第二十五條第一項」と、同令第五十四條第二項中「「特許法第九十三條第二項」とあるのは「「実用新案法第二十三條第二項」と、「同条第三項において準用する同法第九十條第一項」とあるのは「「実用新案法第二十三條第三項において準用する特許法第九十條第一項」と、同条第三項中「「特許法第八十三條第二項、第九十條第一項（同法第九十二條第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二條第三項若しくは第四項」とあるのは「「実用新案法第二十一條第二項若しくは第二十二條第三項若しくは第四項若しくは同法第二十一條第三項若しくは第二十二條第七項において準用する特許法第九十條第一項」と、同令第六十七條及び第六十九條中「「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「「実用新案登録原簿」と読み替えるものとする。

三項において準用する特許法第九十條第一項」と、同条第三項中「「特許法第八十三條第二項、第九十條第一項（同法第九十二條第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二條第三項若しくは第四項」とあるのは「「実用新案法第二十一條第二項若しくは第二十二條第三項若しくは第四項若しくは同法第二十一條第三項若しくは第二十二條第七項において準用する特許法第九十條第一項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第三条、第四条（第二号を除く。）及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、意匠に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第三号中「特許法第八十三条第一項」とあるのは「意匠法第六十条第一項」と、同令第四号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは「意匠登録無効審判」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「意匠登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、「及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者」とあるのは「意匠登録令第四十一条第一項」と、同令第五条第二号中「仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び意匠登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>（特許登録令の準用）</p> <p>第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条第一項（第六号を</p>	<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、意匠に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第三号中「特許法第八十三条第一項」とあるのは「意匠法第六十条第一項」と、同令第四号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは「意匠登録無効審判」と読み替えるものとする。</p> <p>（特許登録令の準用）</p> <p>第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条から第五十三条ま</p>

除く。)及び第二項、第三十九条から第四十五条まで、第四十六  
六条から第五十三条まで、第五十四条(第二項を除く。)、第  
五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四(第二項を  
除く。)並びに第五十五条の五から第七十条まで(登録の手續  
)の規定は、意匠に関する登録の手續に準用する。この場合に  
おいて、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるの  
は「意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第十五条  
」と、同令第二十七条中「特許法第八十三条第二項、第九十  
条第一項(同法第九十二条第三項若しくは第四項の請求があつた  
とき、若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求があつた  
とき、裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつた  
とき、又は第三条第四号」とあるのは「裁定若しくはその取消  
しについての異議申立てがあつたとき、又は第三条第二号、第  
四号」と、同令第二十八条第一号中「特許番号(登録の目的が仮  
専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施  
権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)」と  
あるのは「意匠登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許  
法第七十三条第二項(同法第七十七条第五項において準用する  
場合を含む。)」とあるのは「意匠法第三十六条において準用  
する特許法第七十三条第二項(意匠法第二十七条第四項におい  
て準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含  
む。)」と、同令第三十七条第二項中「特許法第七十七条第一項  
」とあるのは「意匠法第四十二条第一項」と、同令第三十八  
条第一項第三号中「特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮  
通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施  
権の登録の申請に係る特許出願の表示)」とあるのは「意匠登

で、第五十四条(第二項を除く。)並びに第五十五条から第七  
十条まで(登録の手續)の規定は、意匠に関する登録の手續に  
準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許  
法第十五条」とあるのは「意匠法第六十八条第二項において準  
用する特許法第十五条」と、同令第二十七条中「特許法第八  
十三条第二項、第九十条第一項(同法第九十二条第三項若しくは第  
四項の請求があつたとき、裁定若しくはその取消しについての  
異議申立てがあつたとき、又は第三条第四号」とあるのは「裁  
定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又  
は第三条第二号、第四号」と、同令第三十三条第二項中「特許  
法第七十三条第二項(同法第七十七条第五項において準用する  
場合を含む。)」とあるのは「意匠法第三十六条において準用  
する特許法第七十三条第二項(意匠法第二十七条第四項におい  
て準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含  
む。)」と、同令第三十七条第二項中「特許法第七十七条第一項  
」とあるのは「意匠法第四十二条第一項」と、同令第四十三  
条中「特許法第九十二条第三項又は第四項の裁定による通常実  
施権があるときは、同時にその通常実施権」とあるのは「本意匠  
若しくは関連意匠の意匠権又は意匠法第三十三条第三項若しく  
は第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその本  
意匠若しくは関連意匠の意匠権又は通常実施権」と、同令第四  
十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「意匠  
法第三十五条第一項」と、同令第五十四条第三項中「特許法第  
八十三条第二項、第九十条第一項(同法第九十二条第七項にお  
いて準用する場合を含む。)」若しくは第九十二条第三項若しく

録番号」と、同令第四十三条中「特許法第九十二条第三項又は第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその通常実施権」とあるのは「本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は意匠法第三十三条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は通常実施権」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「意匠法第三十五条第一項」と、同令第五十四条第三項中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求」とあるのは「第三条第二号に掲げる請求」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「意匠登録原簿」と読み替えるものとする。

は第四項の請求」とあるのは「第三条第二号に掲げる請求」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第四条（第二号を除く。）及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、商標に関する登録に準用する。この場合において、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは「商標権及び防護標章登録に基づく権利」と、同条第二号中「仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>（特許登録令の準用）</p> <p>第十条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条第一項（第六号を除く。）、及び第二項、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条</p>	<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条及び第四条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、商標に関する登録に準用する。この場合において、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは、「商標権及び防護標章登録に基づく権利」と読み替えるものとする。</p> <p>（特許登録令の準用）</p> <p>第十条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条から第四十二条まで、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条から第五十三条まで並びに第五十五条から第六十九条</p>



ら第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）並びに第五十五条の五から第六十九条まで（登録の手續）の規定は、商標に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「商標法第七十七条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十八条中「一 特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「一 商標登録の登録番号又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、「

「六 登録の目的

六 登録の目的」とあるのは 七 商標法第二十四条第一項の

八 商標法第二十四条の二第一

規定による商標権の分割の登録を申請するときは、その分割に項の規定による移転の登録を申請するときは、その移転に係る

係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 と、

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 一

同令第三十条の二第二号中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、同号イ中「同盟国又は加盟国」とあるのは「同盟国、加盟国又は締約国」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第三十五条において準用する特許法第七十三条第二項（商標法第三十条第四項において準用

まで（登録の手續）の規定は、商標に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「商標法第七十七条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十八条中「一 特許番号」とあるのは「一 商標登録の登録番号又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、「六 登録の目的」と

「六 登録の目的

あるのは 七 商標法第二十四条第一項の規定による商標権の

八 商標法第二十四条の二第一項の規定による移転

分割の登録を申請するときは、その分割に係る指定商品又は指の登録を申請するときは、その移転に係る指定商品又は指定役

定役務並びに商品及び役務の区分 と、同令第三十条の二第二

務並びに商品及び役務の区分 一

号中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、同号イ中「同盟国又は加盟国」とあるのは「同盟国、加盟国又は締約国」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第三十五条において準用する特許法第七十三条第二項（商標法第三十条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許権の設定の登録は、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料」とあるのは「商標権（商標法第六十八条の二十に規定する国際登録に基づ

する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許権の設定の登録は、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料」とあるのは「商標権（商標法第六十八条の二十に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）及び同法第六十八条の三十五の規定により設定の登録をすべき商標権を除く。）又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、同法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第二項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「商標登録の登録番号若しくは商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「商標法第三十四条第一項」と、同令第六十二条第一項中「特許権その他特許に関する権利の移転の登録」とあるのは「商標権その他商標に関する権利（国際登録に基づく商標権を除く。）の移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「商標登録原簿」と読み替えるものとする。

く商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）及び同法第六十八条の三十五の規定により設定の登録をすべき商標権を除く。）又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、同法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第二項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号」とあるのは「商標登録の登録番号若しくは商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「商標法第三十四条第一項」と、同令第六十二条第一項中「特許権その他特許に関する権利の移転の登録」とあるのは「商標権その他商標に関する権利（国際登録に基づく商標権を除く。）の移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（免許等の範囲）</p> <p>第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)ロ、(六)ロ若しくは(三)十、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第百号(四)、第百一号(三)を除く。)、第百二号(三)を除く。)、第百三号、第百四号(一)から(三)まで、第百八号から第百十二号まで、第百二十号、第百二十一号、第百二十三号から第百二十六号まで、第百二十八号から第百三十五号まで又は第百三十七号から第百四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明（同表第十三号(二)に掲げる登録にあつては、特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）（第十六条第八号又は第九号（職権による登録）の規定により特許庁長官が職権とする）の登録に限る。）とする。</p>	<p>（免許等の範囲）</p> <p>第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第三十二号(五)ロ、(六)ロ若しくは(三)十、第五十一号、第五十二号、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第百号(四)、第百一号(三)を除く。)、第百二号(三)を除く。)、第百三号、第百四号(一)から(三)まで、第百八号から第百十二号まで、第百二十号、第百二十一号、第百二十三号から第百二十六号まで、第百二十八号から第百三十五号まで又は第百三十七号から第百四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明とする。</p>